



平成 30 年 4 月 12 日

各 位

会 社 名 **株式会社 MORESCO**
代 表 者 名 代表取締役社長 赤 田 民 生
(コード番号 5018 東証第一部)
問 合 せ 先 取締役常務執行役員
経営企画部長 宮 川 弘 和
TEL 078 - 303 - 9058

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 4 月 12 日開催の取締役会において、平成 30 年 5 月 30 日開催予定の第 60 期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

経営体制の変更に伴い、現行定款第12条、第15条、第26条について所要の変更を行うものであります。

2. 本件を付議する株主総会開催日および効力発生日

平成30年5月30日（予定）

3. 変更の内容

（下線部分は変更部分を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>(招集権者)</p> <p>第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議をもって、<u>取締役社長</u>が招集する。</p> <p>② <u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>(招集権者)</p> <p>第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議をもって、<u>代表取締役</u>が招集する。</p> <p>② <u>代表取締役が複数のときまたは代表取締役に</u>事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p>
<p>(議長)</p> <p>第15条 株主総会においては、<u>取締役社長</u>が議長となる。</p> <p>② <u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p>	<p>(議長)</p> <p>第15条 株主総会においては、<u>代表取締役</u>が議長となる。</p> <p>② <u>代表取締役が複数のときまたは代表取締役に</u>事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p>
<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第26条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>が招集し、議長となる。</p> <p>② <u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第26条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>が招集し、議長となる。</p> <p>② <u>代表取締役が複数のときまたは代表取締役に</u>事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p>

以 上